

認知症高齢者グループホーム等における非常災害対策に係る基準の見直しについて

○ 本年3月に発生した札幌市の認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制に関する緊急調査」を実施。

○ 緊急調査の結果から、認知症高齢者グループホームにおける避難訓練等の防火安全体制に関する地域住民との連携が不十分であることが明らかになった。

* 避難訓練の実施にあたって近隣住民の参加を求めている事業所 26.5%

資料出所：平成22年6月10日発表「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制に関する緊急調査結果」

厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室

○ 緊急調査の結果を踏まえ、運営基準において定期的に行うこととされている避難、救出その他必要な訓練の実施に当たって、「地域住民の参加が得られるよう努めること」を規定してはどうか。

基準の改正案

【現行】

(非常災害対策)

第一百八条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

* 認知症対応型通所介護の規定を準用。

【改正案】

(非常災害対策)

第一百八条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

* 地域との連携を図り、地域住民が避難訓練への参加が得られるよう新たに規定を追加。

※ 介護予防サービス及び小規模多機能型居宅介護についても同様の改正。

(参考) その他の防火安全体制に関する対応

- 現在スプリンクラー設備の設置義務の無い275㎡未満の認知症高齢者グループホームについて、早期にスプリンクラー設備の整備が図られるよう支援を行うこととする。
- これを踏まえ、275㎡未満のグループホームにおいても積極的にスプリンクラー設備の設置に努めることを運営通知に明記することとする。
- この他、自動火災報知設備及び消防機関に通報する火災報知設備の設置についても支援することとし、そのあり方について検討する。

資料出所：平成22年6月10日発表「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制に関する対処方針」

厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室